

令和2年12月 7日 開会

令和2年12月18日 閉会

# 令和2年第4回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

12月7日（月）	
議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第55号について（提案説明・委員会付託）	4
議第56号について（提案説明・委員会付託）	6
議第57号について（提案説明・委員会付託）	7
議第58号について（提案説明・委員会付託）	8
議第59号について（提案説明・委員会付託）	10
議第60号について（提案説明・委員会付託）	18
議第61号から議第63号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）	19
安八町選挙管理委員及び補充員の選挙	22
散会	24
会議録署名議員	25
12月18日（金）	
議事日程	27
議長及び出席議員	27
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	27
職務のために出席した者	28
開議	29
会議録署名者決定	29
一般質問	29

5番 大平文雄議員	29
9番 山中美恵子議員	32
4番 坂 悟議員	35
1番 石原英一議員	37
3番 傍嶋邦博議員	40
7番 碓井昭夫議員	44
委員会報告	48
議会改革特別委員会	48
民生文教常任委員会	49
総務産建常任委員会	49
議第55号について（質疑・討論・採決）	50
議第56号について（質疑・討論・採決）	51
議第57号について（質疑・討論・採決）	51
議第58号について（質疑・討論・採決）	51
議第59号について（質疑・討論・採決）	52
議第60号について（質疑・討論・採決）	52
議第64号について（提案説明・質疑・討論・採決）	52
議第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）	54
閉会	57
会議録署名議員	58

令和2年12月7日（第1日）

議 事 日 程 (令和2年12月7日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第4 議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議第61号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議第62号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について
- 日程第11 議第63号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第12 安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正 副 町 長 岡 田 武 史

教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平
会計管理者兼 税 務 課 長	坂 優	民生調整監兼 住民環境課長	吉 村 等
建設調整監兼 産業振興課長	岡 田 立	総 務 課 長	山 田 靖
企画調整課長	大 平 共 美	福 祉 課 長	坂 和 由
建 設 課 長	河 合 一	学校教育課長	堀 隆 志
生涯学習課長	今 村 厚 士		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 弓	書 記	定 益 直 子
書 記	山 形 さおり		

(開会時間 午前10時00分)

議長 どうも皆さん、おはようございます。

コロナ、コロナ、コロナで大変な時期でございます。昨夜も私の部落で役員会がございまして、その中でやはりこれだけ急速にコロナが出てきたということで、来週の日曜日に予定しておりました環境美化運動を急遽中止にしてしまったということでございまして、くしゃくしゃになっておるといのは、町でもあり、なおかつ部落の中でもあるんじゃないかなあと。また、各個人の皆さんにおいても、コミュニケーションが大変減っておるといことで危惧をいたしております。

これからますます寒くなってきますと、今後はインフルエンザがはやってこようかと思えます。どうぞ御自愛のほどお願いをいたします。

ただいまから令和2年第4回の安八町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

議長 日程第1、会議議事録の署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 碓井昭夫君、9番 山中美恵子さんを指名いたします。

---

議長 日程第2、会期決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの12日間とすることに決定をいたしました。

---

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和2年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員

各位には、師走に入り、何かと御多用の中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

早いもので、今年も残すところあと僅かとなりました。今年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界規模で猛威を振るっております。今年はコロナに始まりコロナに終わると言っても過言ではないほどコロナに振り回された感があります。感染症拡大対策として数々の自粛・制約を余儀なくされ、一旦は落ち着きを見せたものの、最近では第3波の到来などとも言われ、感染者数も高いレベルで推移しており、まだまだ終息への道のりは険しいと感じております。ワクチンの開発などの報道もありますが、一刻も早く終息に向かうことを願う次第でございます。

このコロナによる影響は計り知れず、経済活動や雇用の面など、多面にわたり深刻かつ甚大なものとなっております。ただいま来年度予算の編成を進めておりますが、特に税や交付金などにおいて、何かと先行き不透明なところも多い中にありますが、当然、必要な事業は取り入れていかなければならず、どのような状況に置かれてもまちづくりへの支障が極小となるよう、行財政基盤の強化を念頭に置いております。住民の皆様へも何かと御理解・御協力をいただかなければならないところもあろうかと思いますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会には、地方税法改正に伴う関係条例の改正など条例改正が4議案、一般会計・特別会計補正予算、一部事務組合の解散に関する協議の合わせて9議案、そのほかに選挙管理委員補充員の選挙についてを上程させていただきます。

個々の案件につきましては、担当より御説明させていただきますので、御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 これより議案の提案審議に入ります。

提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は簡単明瞭をお願いいたします。

---

議長 日程第3、議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 坂優君。

会計管理者兼税務課長 議第55号につきまして、朗読説明をさせていただきます。

議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、令和2年度税制改正において、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことや、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）が公布されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下は改正本文でございます。

今回の改正の1点目でございますが、第1条、安八町延滞金徴収条例の一部改正から5ページ最下段の第7条、安八町法定外公共物の管理条例の一部改正の全条例におきまして、同様の改正内容となります。

各条例の附則において、延滞金の割合の特例について定めている部分がございます。その条文内の文言、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改正するものです。文言の改正を行うもので、延滞金の割合については従来どおりでございます。

2点目につきましては、4ページをお願いいたします。

第4条の安八町国民健康保険条例の一部改正の上段部分でございます。

第17条第1項第1号及び下段となります附則第3条の改正となります。

内容は、平成30年度の税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これに伴い、所得情報を活用しております国民健康保険においても被保険者に不利益が生じないように改正を行うもので、保険料の被保険者均

等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとするものでございます。

6ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1条、この条例は令和3年1月1日に施行するものです。

第2条以降につきましては、各改正条例の経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

また、別冊議案資料には各条例におけます新旧対照表が添付してございますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第55号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第4、議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 9ページをお願いいたします。

議第56号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子育て世代家庭への支援と福祉の増進を図ることを目的に医療費助成の対象年齢を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

安八町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年安八町条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の11ページを御覧ください。

条例の新旧対照表、左が改正前、右は改正後でございます。

現在、小・中学生までとしている対象年齢を高校生世代まで拡大し、子育て家庭への支援と福祉増進を図るものでございます。

条例中、関係する条文、第1条の目的、第2条の定義、第3条の受給資格者、そして第3条の2、受給者の各条文において、小・中学生に高校生世代を加えるものでございます。

また、第2条の定義においては、対象年齢を「15歳」から「18歳」へと改めるものでございます。

議案書の11ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第56号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第5、議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 13ページをお願いいたします。

議第57号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例制定について。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、安八スマートインターチェンジ周辺の用途地域の指定に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、改正に係る別表でございます。

内容につきましては議案資料のほうで御説明をさせていただきますので、議案資料13ページをお願いいたします。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表でございます。

右側が改正後で、左側が改正前でございます。

別表第2（第4条、第5条関係）につきまして、「1 法別表第2（を）項に掲げる建築物」を削除し、号を切り上げさせていただきます。

本文の15ページの末尾に戻っていただきますようお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和2年12月21日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第57号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第6、議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第58号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、水道料金徴収体系を明確にするため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いいたします。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例。

安八町水道給水条例（平成10年安八町条例第9号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料14ページ、安八町水道給水条例新旧対照表をお願いいたします。

右側が改正後で、第28条の次に新たに2条を加えます。

第28条の2では、水道料金の督促について規定を設けます。

第1項では、地方自治法施行令の規定に基づき、料金を納期限までに納付しない者に対し、納期限後20日以内に督促をすること。

第2項では、督促による納期限は督促状発行の日から10日以内とすること。

第3項では、督促状を発行した場合には、1通につき100円の督促手数料を徴収することを規定しております。

第28条の3では、水道料金に係る遅延損害金の徴収について規定を設けます。

第2項では、遅延損害金は料金の額が2,000円以上の場合に徴収し、その額は料金の納期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、民法に規定する法定金利の利率の割合を乗じて計算した額とすること。

第3項では、遅延損害金の端数処理の方法。

第4項では、うるう年における取扱いを規定しております。

議案書の19ページにお戻りをいただきまして、附則でございます。

施行期日等。この条例は令和3年4月1日から施行し、同日以後に徴収する料金について適用し、同日前に徴収した料金については、なお従前の例による。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第58号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第7、議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

順次、説明を求めます。

総務課長 山田靖君、企画調整課長 大平共美君、民生調整監兼住民環境課長 吉村等君、福祉課長 坂和由君、建設調整監兼産業振興課長 岡田立君、建設課長 河合一君、学校教育課長 堀隆志君、生涯学習課長 今村厚士君、この順で説明を求めます。

総務課長、お願いします。

総務課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第59号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億3,556万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の変更）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額、77億3,374万円から182万8,000円を増額し、77億3,556万8,000円とするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

なお、補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

今回、公共事業等債の限度額を1,100万円減額し、5,600万円とし、地方債合計を4億9,430万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

続きまして、27ページの最上段をお願いします。

款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額1,773万円につきましては、土地売払収入を補正するものでございます。

これは、安八町牧地内におけます町道路線の廃止等によりまして、町有地3筆分を工場敷地として一体利用する予定の民間会社への払下げに伴うものでございます。

1枚はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今まで3回の補正予算でもって新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしました事業予算を編成して、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ってまいりました。今回、各課におけますこれらの事業予算につきまして入札執行等を行いましたので、減額補正も含め、執行見込みに合わせた所要の見直し、拡充などを行っていきたいと考えております。

それでは、総務課に係ります補正予算につきまして、御説明いたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の97万円で

ございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金、減額の100万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、その他の諸収入6万4,000円は、総合賠償補償保険からのものがございます。

節区分、負担金、補助及び交付金90万6,000円は、地区行政執行経費で町内2地区からの地区集会所の改修工事に対する地区集会所設置補助金を計上するものです。

次に、補償、補填及び賠償金6万4,000円は、令和2年11月12日午後6時55分頃に、安八町総合運動公園野球場東側駐車場で発生しました車両事故につきまして、安八町が相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金を支払うものです。

次に、特別定額給付金事業でございますが、補正額はございませんが、財源内訳の変更をお願いするものがございます。

これは、9月補正でお認めいただきました町単独の安八町新生児特別定額給付金事業における全体事業費700万円の財源の一部を国庫支出金のコロナの交付金から100万円減額し、一般財源へ100万円、財源内訳の変更をお願いするものがございます。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の2,273万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金1,971万8,000円は、新型コロナの交付金でございます。

次に、その他の諸収入301万8,000円は、東安中学校組合負担金479万1,000円のうち、一部を公共施設維持管理経費に財源充当するものがございます。

まず本庁舎管理経費といたしまして、節区分の需用費の消耗品費350万円は、消毒液、アクリル製の飛沫パーティションなどを追加購入するための経費でございます。

2つ飛んでの備品購入費、減額の432万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対応のため、公共施設における移動式空調機や発電機等を購入しましたので、その入札差金でございます。

次に、戻りまして、公共施設維持管理経費といたしまして、節区分の委託料、業務委託、減額の470万円は、公共施設の建物等劣化診断に係る調査及

び中長期整備改修経費の策定業務の入札執行を行いましたので、その入札差金でございます。

次の工事請負費2,825万8,000円は、今後、先ほどの建物等劣化診断結果に基づきまして、公共施設の改修・補修工事を行うための工事請負費でございます。

1つ飛びまして、目の財政調整基金費、補正額、増額の894万1,000円でございます。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、31ページをお願いいたします。

31ページの中段、款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の1,288万円でございます。ここでの補正予算は9月補正でも御説明させていただきましたが、企画調整課で行う商工総務事務経費と、総務課で行うプレミアム商品券事業の2つの事業がございます。総務課で行う事業につきまして御説明をさせていただきます。

プレミアム商品券事業で補正額はございませんが、財源内訳の変更をお願いするものでございます。今回の補正で、財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で減額の1,368万円のうち、330万円分減額いたしまして、9月補正でお認めいただきましたプレミアム商品券事業における事業費の補助金4,950万円の財源の一部を国県支出金から一般財源へ330万円、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、29ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の94万円。節区分、負担金、補助及び交付金、補助金94万円、地方創生事業としまして、定住促進住宅取得助成金でございます。

内容といたしましては、建築確認申請が多数あり、当初予算を上回る申請が予測されますので補正をお願いするものでございます。

続きまして、31ページ中段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、事業名、商工総務事務経費でございます。補正額、減額の1,288万円。財源内訳といたしましては、特定財源、国

庫支出金1,368万円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,038万円、県支出金250万円、岐阜県雇用調整助成金支給市町村奨励金でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金、減額の1,288万円。内訳といたしまして、負担金186万円、補助金1,102万円でございます。内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応県協力金186万円、安八町新型コロナウイルス感染症拡大防止助成金602万円、安八町雇用調整助成金等上乗せ助成金500万円、執行状況を鑑み、減額補正を計上するものでございます。

議長 民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 それでは、29ページへ戻っていただきますようお願いいたします。

29ページ下段の表でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、下段の国民年金事務費、補正額6万3,000円、財源内訳として、国県支出金の2万5,000円は、年金システム改修に充てる国民年金事務費委託金、節区分、委託料、業務委託の2万5,000円は、国民年金事務のうち、学生納付特例申請書の改訂に伴うシステム改修費でございます。

続いて、1枚はねていただきまして最上段でございます。

続きでございます。

節、償還金、利子及び割引料3万8,000円は、年金生活者支援給付金の令和元年度分の事務費の精算による交付金を一部返還するものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ページは、2枚戻っていただきまして、27ページの最下段をお願いいたします。

歳入の款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の596万1,000円のうち、介護給付費過年度収入110万6,000円、これは前年度介護保険給付費の精算確定により、安八郡広域連合から受け入れるものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、29ページの下段をお願いいたします。

歳出、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の50万1,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金は、新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金です。節区分の需用費、消耗品費は、社会福祉事務経費として、福祉避難所に整備する感染症予防対策における消耗品等の入札差金を減額するものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、30ページをお願いいたします。

目の安八温泉費、補正額、減額の23万3,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分の需用費、消耗品費は、安八温泉運営経費として、感染症予防対策における消耗品等の入札差金を減額するものでございます。

続きまして、目の介護保険費、補正額、増額の7万1,000円。節区分の償還金、利子及び割引料は、介護保険負担経費として、前年度介護保険受託事業の精算確定により、安八郡広域連合へ返還するものでございます。

続きまして、項の児童福祉費、目、保育所費、補正額、減額の29万6,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分の工事請負費は、こども園施設管理経費として、こども園の改修工事及び非接触型水道蛇口取替え工事の入札差金を減額するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、増額の37万2,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金、減額の12万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。寄附金の50万円は、保健衛生費寄附金でございます。節区分の需用費、消耗品費、減額の12万8,000円は、保健センターでの健診における感染症予防対策の消耗品等の入札差金を減額するものでございます。節の備品購入費50万円は、寄附金を活用し、サーモグラフィーとAEDを購入し、保健センターに設置するものでございます。

議長 建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 それでは、議案書31ページの上段をお願いします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額575万円でございます。財源内訳は、県支出金の元気な農業産地構造改革支援事業補助金575万円でございます。全て負担金、補助及び交付金の補助金でございます。営農組織支援推進事業の一環として、クリーンファーム・まきの育苗施設整備に対し補助採択を受けましたので、補正をお願いするものでございま

す。

なお、機械導入経費と異なる投資のため、町の農業機械等導入支援事業の対象とはならず、県補助のみで、町からの補助金がないものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の31ページ最下段をお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額1,538万2,000円、財源内訳、特定財源、国県支出金、国庫支出金769万1,000円は社会資本整備総合交付金、地方債700万円は公共事業等債でございます。節区分、工事請負費1,538万2,000円は、道路維持経費として舗装補修に関する社会資本整備総合交付金の追加内示がありましたので、路面状況の悪い幹線町道1路線分の補修費でございます。

続きまして、裏面32ページの最上段をお願いいたします。

項の都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額、減額の4,007万4,000円です。財源内訳、特定財源、国県支出金の国庫支出金、減額の2,003万7,000円は社会資本整備総合交付金、地方債、減額の1,800万円は公共事業等債、その他、繰入金、減額の250万円はスマートインターチェンジ建設基金繰入金でございます。節区分、工事請負費、減額の4,007万4,000円は、都市計画整備道路改良事業として県道間アクセス道路の延伸事業費でございます。

道路整備に関する社会資本整備総合交付金の額確定により、申請金額より交付額が低かったため、今年度予定しておりました県道間アクセス道路の延伸工事が困難となりましたので、減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の地域づくり費、補正額はございません。財源内訳の特定財源、国県支出金、国庫支出金、減額の9万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他、諸収入9万円は東安中学校組合負担金でございます。

花いっぱい運動推進事業につきまして、コロナによる長期休校が終わり、6月からの段階的な学校再開に合わせ、子供たちが元気に登校できるよう正門や玄関付近に花を飾りました。今回、東安中学校分につきまして、東安中学校組合から負担金を頂きましたので、財源の組替えを行うものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、教育費関係をお願いいたします。

32ページの中段をお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の104万6,000円です。財源内訳の特定財源、国県支出金の国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、減額の204万円です。その他といたしまして、寄附金で60万円です。節区分といたしまして、工事請負費で増額の248万6,000円は、名森小学校放送設備改修工事費でございます。

続きまして、備品購入費は減額の116万円です。これは寄附金3小学校分の60万円と、サーモグラフィー7台分と、図書消毒機3台分の入札差金による減額でございます。

負担金、補助及び交付金の負担金、減額の28万円は給食費の負担金の減額でございます。

続きまして、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、減額の36万6,000円です。財源内訳の特定財源、国県支出金の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、減額の286万7,000円、県支出金の41万8,000円は、修学旅行費補助金でございます。その他といたしまして、寄附金40万円と、諸収入として東安中学校組合負担金で168万3,000円でございます。節区分といたしまして、工事請負費で減額の8万1,000円は、非接触型水道蛇口取替え工事費の入札差金でございます。

備品購入費は、減額の37万円で、これは寄附金2中学校分40万円と、登龍中学校のサーモグラフィー3台と、図書消毒機2台分の入札差金による減額でございます。

負担金、補助及び交付金の負担金、減額33万3,000円は、給食費の負担金の減額でございます。

補助金は、登龍中学校の修学旅行費補助金の41万8,000円でございます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 ハートピア安八分を御説明します。

議案書33ページ下段をお願いします。

款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、減額の9万3,000円。財源内訳として、国県支出金、特定財源、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。節区分、備品購入費、

図書書籍用除菌ボックス2台分と、児童館玩具の殺菌保管庫が入札等により差金が生じたので、それぞれ減額補正させていただくものでございます。

以上、議第59号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第59号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第8、議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第60号を朗読説明申し上げます。

議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,397万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、37ページ、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

37ページが歳入、38ページが歳出で、いずれも合計としまして、補正前の額1億9,394万4,000円、補正額2万9,000円、計として1億9,397万3,000円でございます。

39ページの歳入内訳でございますが、特定財源のため、40ページの歳出で御説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。

上段の表、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額14万9,000円。財源内訳として、その他、国庫支出金2万9,000円は、システム改修に充てる後期高齢者医療の円滑化補助金でございます。節区分、委託料、業務委託の14万9,000円は、後期高齢者医療の保険料軽減見直しに対するシステム改修でございます。

下の表でございます。款項目とも予備費、補正額、減額の12万円は、さきに説明いたしましたシステム改修の財源調整に充てるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第60号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第9、議第61号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について、日程第10、議第62号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について、日程第11、議第63号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての3議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 順次、御説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いします。

議第61号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第61号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、43ページをお願いいたします。

西南濃老人福祉施設事務組合規約の一部を変更する規約。

西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）の一部を次のように変更する。

以下は、改正本文でございます。

別冊の議案資料と併せて御説明申し上げますので、別冊の議案資料15ページを御覧ください。

規約の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

組合の規約変更を必要とする理由でございますが、老人福祉法第15条第3項の規定により、養護老人ホーム西濃西風園を運営するため、西濃圏域2市6町で構成される当組合が設立されました。当組合施設は、昭和47年8月1日開設以後、48年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、また入所者数の減少により、施設運営費や建物の維持管理費等、今後、構成市町による負担増が見込まれるところでございます。

こうした中、民間事業者による盲養護老人ホーム、令和3年4月1日開設予定が当組合施設の隣接地に建設されることとなり、同種の社会資源が充足されるため、組合が解散した場合に発生する事務の承継について、新たに規約に追加する必要が生じたものでございます。規約に解散という項目がないため、第4章の次に新たに第5章として組合の解散を加え、また第10条として、組合が解散した場合において、垂井町が事務を承継するという規定を加えるものでございます。

議案書の43ページに戻っていただきまして、附則として、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、議第62号について御説明申し上げます。

議第62号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について。

令和3年3月31日限り西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）第2条の規定する関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

組合の解散理由でございます。

西濃圏域2市6町で構成される当組合の養護老人ホーム西濃西風園が設立後48年経過し、老朽化が進み、また入所者の減少により、構成市町の負担増が見込まれるところでございます。こうした中、民間事業者による盲養護老人ホームが隣接地に建設されることとなり、同種の社会資源が充足されるため、令和3年3月31日をもって組合を解散するものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、47ページをお願いします。

議第63号について御説明申し上げます。

議第63号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

令和3年3月31日限り西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに伴う財産処分について、別紙のとおり垂井町に帰属させることに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）第2条に規定する関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、49ページをお願いします。

西南濃老人福祉施設事務組合の財産処分を次のとおり定めるものでございます。

垂井町に帰属させる財産として、1. 建物、園舎、鉄骨造2階建て、553.53平方メートル。2. 物品、貨物自動車1台。

組合財産の処分理由でございますが、西濃圏域2市6町で構成される当組合の養護老人ホーム西濃西風園の隣接地に民間事業者による盲養護老人ホームが建設されることとなり、同種の社会資源が充足されるため、令和3年3月31日をもって解散することに伴い、組合の財産処分を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 議第61号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は原案どおり可決いたしました。

議第62号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は原案どおり可決いたしました。

議第63号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第63号は原案どおり可決いたしました。

---

議 長 日程第12、安八町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

議会事務局より朗読をさせます。

議会事務局長 51ページをお願いいたします。

それでは朗読させていただきます。

安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について。

安八町選挙管理委員及び補充員は、令和2年12月23日をもって任期満了につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うものとする。

令和2年12月7日、安八郡安八町議会。

議長 お諮りいたします。

選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、私が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

安八町選挙管理委員には、金森登美子さん、後藤直己君、後藤修君、堀良直君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名した方を安八町選挙管理委員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました金森登美子さん、後藤直己君、後藤修君、堀良直君は、安八町選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、金森拓君、安藤雅彦君、辻秀記君、小川昭善君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名した方を安八町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました金森拓君、安藤雅彦君、辻秀記君、小川昭善君は、安八町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充の順番は、ただいま私が指名いたしました順番にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、補充の順番は、ただいま私が指名しました順番に決定しました。

お諮りいたします。

各委員会の審査ため、12月8日から12月17日までの10日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月8日から12月17日までの10日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会時間 午前11時06分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月7日

議 長            岩 田 讓 治

議 員            碓 井 昭 夫

議 員            山 中 美 恵 子



令和2年12月18日（第2日）

議 事 日 程 (令和2年12月18日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第9 議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第64号  
意見書第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について
- 日程第11 議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平

会計管理者兼 税務課長	坂	優	民生調整監兼 住民環境課長	吉	村	等		
建設調整監兼 産業振興課長	岡	田	立	総務課長	山	田	靖	
企画調整課長	大	平	共	美	福祉課長	坂	和	由
建設課長	河	合	一	学校教育課長	堀	隆	志	
生涯学習課長	今	村	厚	士				

1、本日の職務のため出席した者の氏名は次のとおりである。

議会議務局長	田	中	弓	書	記	定	益	直	子
書記	土	岐	寿	徳					

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

年末の慌ただしい中、多くの傍聴の方、全員の議員の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

新聞報道でも話しておりますように、コロナが安八町も16人ということで、大変心配なことでございます。その上にまた、これから寒く、そして乾燥しますと、インフルエンザ、それに寒さ、いろいろとストレスのたまることばかりでございますけれども、どうか御自愛を賜りますようよろしく願いたします。

それでは、ただいまから令和2年第4回の安八町定例議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 石原英一君を指名いたします。

---

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

5番 大平文雄君。

5番 おはようございます。

お寒い中、多くの方、今日も傍聴にいただきましてありがとうございます。我々も議会の活性化のために町民の皆様にといろいろと議会の在り方を知っていただくということで、傍聴に来ていただいて、町政について関心を持っていただいていることに本当にありがたく思っております。

今、議長から発言をお許しいただきまして、私のほうからは、まず1番目

でございますが、BCPの策定におけるめどはということで質問させていただきます。

質問の趣旨でございますが、平成26年第2回定例議会、これは6月の議会です。約6年前でございますが、それにおいて、安八町のBCP対策について考えはとして、当時の総務課長に質問をいたしました。その際、今年度中、いわゆる当時の26年度中に進めてまいりますと答弁がありました。しかしながら、今日に至ってもいまだ策定に至っておりません。そこで、本日再度質問させていただくということにさせていただきました。

そもそもBCPとは、災害などの緊急事態における企業や自治体の事業継続計画、英語で言うところのようでございますが、Business Continuity Planというようなことでございますが、このBCPの目的は、自然災害、テロやシステム障害など危機的な状況に遭遇したときに損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し、早期復旧を図ることが、特に日本では2011年の東日本大震災をきっかけに、その重要性が増しております。岐阜県においても業務全般について、BCPは策定済みとなっております。

もちろん、BCPは安八町が策定している地域防災計画とは少し異なるものがございます。BCPは、民間では企業の存続性を守ることに重点を置いて計画されます。この施策の解決すべき問題は、業務が停止したり、民間では、倒産したりすることでございます。事業の継続・維持のために必要な対策計画がBCPということになっております。

一方、防災計画は、災害時の事前対策として機能する計画でございます。資産と共に町民の命を守ること、つまり被害の防止、回避が目的でございます。当然のことながら、地域防災計画とBCPは災害に対して組織はどう対応すべきかという共通の目的を持っており、両者の役割をセットとして考えるべきものと思われております。もっとも、BCPの策定はゴールではなく、最初から完全なものを目指すことはできません。また、策定して時間が経過すれば、BCPが有効に機能しないケースも表面化します。

いずれにしても、内閣府では、2005年公表の事業継続ガイドラインでBCP策定を強く推奨しております。全国の多くの自治体でも策定済みであることを勘案すれば、我が安八町も早急に対応すべきと考え、総務課長にいま一度策定のめどを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。以上でござい

ます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 大平文雄議員のBCPの策定におけるめどはについてお答えします。

BCP、安八町業務継続計画の策定のめどにつきましては、現在、令和3年度末の策定完結を目標に取り組んでいるところであります。

町は、本計画を策定するに当たり、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和元年10月の東日本台風、令和2年7月豪雨の例を教訓としております。また、今年度は、何よりも新型コロナウイルス感染拡大につきましても視野に入れながら、いわゆる行政機関や職員が被災し、人、物、情報等の資源制約の下でありましても、早期に行政機能を回復させるため、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を念頭に置きながら取り組んでいるところであります。

本計画は、大平議員御指摘の2005年に内閣府より公表されました事業継続ガイドラインに加えて、2015年5月に同府が作成しました市町村のための業務継続作成ガイドを参考にしております。

その構成につきましては、町民の生命と財産を守ることを最優先としました基本方針に始まり、重要な要素となります町長不在時の代行順位、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料の確保、重要な行政データのバックアップ、そして所属ごと、または所属間を横断する場合があります非常時優先業務の整理となっております。現時点では、基本方針や町長不在時の代行順位、代替庁舎の特定、電気・水・食料の確保、通信手段の確保の素案がまとまっているところであります。

今後は、各所属と連携した上で、本計画の策定と並行して、平成30年度から取り組んでおります内部統制の取組、あんぱち業務見える化プランでの通常業務の中での非常時に優先に対応しなければならないとされる業務と、被災時における非常時優先業務との調整に取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、さきの5月全員協議会にて業務継続計画策定の着手につき、御説明をさせていただきましたが、今年度につきましては、行政機関全体に係る項目の素案策定の完結を目指しております。そして、次年度の令和3年度につきましては、業務継続計画の核でもあります所属ごと、または所属間ごとを横断する場合があります非常時優先業務の素案策定を完

結させ、同年度末には、平成28年3月策定の業務継続計画、新型インフルエンザ等感染症対応版、及び平成29年2月策定の下水道事業業務継続計画を網羅すべく、大規模災害にて早期に行政機能を回復させるための計画の策定が完結できるよう進めてまいります。

以上、大平文雄議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

私も民間企業に勤めている頃は、三十数年前にBCPというのは策定されております。どうしても自治体の策定というのは遅れがちになっております。先ほど課長も申されましたように、災害、地震もあります、風水害もあります、それからテロ、そんなようなものもあります。そういう中において行政がなすべきこと、例えば災害の場合には、罹災証明が非常に重要なものになっております。東北の大震災を見ても、罹災証明がなかなか発行できない、そういうような機能が出ております。そういうことを踏まえて、早急なる、令和3年度中にということですが、先ほども申しましたように、完璧なものを最初から求めても無理です。そういう中で、毎年毎年見直しながら、BCPというものの重要性を認識して遂行していただきたいと思っております。

以上で終わります。答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 続けます。9番 山中美恵子さん。

9番 ただいまは議長に発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

令和2年度は、新型コロナ感染対策に振り回された1年になるのではないかなあと考えております。新型コロナウイルスは世界経済的に大きな影響を及ぼしております。日本でもそういったコロナの影響もあり、12月1日公表の完全失業数が215万人、12月1日現在の中小企業倒産数が757件、自殺者も10月末時点で1万7,219人と多く出ているということが報道をされております。

そんな中、安八町といたしましては、本年度の予算執行は思ったようにはできなかったのではないかなあと推測いたしております。昨年度は、第五次総合計画の8つの基本計画目標が織り込まれた予算であったと思っております。

安八町の税収も20億を超えるようになり、少しは安定した予算が組めるのかなあと思っていたところですが、新型コロナの影響で来年度は税収が多く見込めないと危惧するところでもあります。

そこで、12月は来年度の予算編成の時期でもあります。来年度は税収が減少するとも思われますが、しかしやらなければならない事業がたくさんあると思います。大きな事業といたしましては、安八スマートインター周辺の開発、上水道配水管更新工事、高校生世代までの医療費無償化、特にこれは私が要望していたところでもあります。来年、令和3年度には実施すると聞いております。

そこでお尋ねします。

来年度は何を重きに置き、予算編成がされるのでしょうか。町長さんの方針、心意気をお聞かせください。お願いをいたします。

これで質問をお願いします。よろしくをお願いします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、山中議員の御質問、来年度予算の編成についてお答えをいたします。

来年度、令和3年度に入りますと、第五次総合計画の実施期間も残すところあと2年となります。これまで、インフラ整備の関係では、スマートインターチェンジの建設、道路網の整備、ライフラインの関係では、上水道配水場の更新など、また小・中学校、こども園へのエアコンの設置や保育園からこども園への移行を実施させていただきました。また、来年度からは、かねてより御要望いただいております高校生世代への医療費助成も取り入れさせていただく予定でございます。このように、総合計画に掲げる多くの事業を実施させていただくことができましたのも、町民の皆様、そして議員各位の御理解、御協力のおかげと御礼申し上げる次第でございます。

さて、ただいまは、御質問にもございますように、来年度予算の編成のさなかでございます。新型コロナウイルスの影響もあり、財源的にも例年以上に厳しい状況にあると予測しております。

歳出におきましては、義務的経費、経常的経費に係る需要額が増大してまいります。その中でも、公債費におきましては、平成29年度に借入れいたしました学校へのエアコン、トイレの洋式化などに対するものや、スマートイ

ンターチェンジの建設に際し発行した地方債の元金償還が始まり、本年度に比べまして約6,700万円増の約6億7,000万円になると見込んでおります。このレベルは今後3年ほど続き、その後減額になると思われませんが、いずれにいたしましても高止まりで推移していくと予測をいたしております。

厳しい財政状況が続く中、また多くの費用を要する案件もございますが、行財政構造の改革を最優先としながら、継続して進めております大きなプロジェクトや必須となる事業は着実に進めてまいりたいと考えております。具体的には今後詰めてまいりますが、防災や安全なまちづくりに資する事業を優先的に取り入れてまいりたいと考えております。

なお、事業の実施に当たりましては、一般財源だけではどうしても賄い切れず、地方債に頼らざるを得ないところも出てまいります。地方債の発行に際しましては、交付税措置など有利なものを厳選し、事業内容も十分に精査するなど、最小限にとどめてまいります。

国では、東日本大震災を機に、国土強靱化を最重要施策として推進しております。強靱化とは、災害などにも強く、速やかに回復できるしなやかさという意味合いであり、私もまちづくりに対する姿勢もまさにこのとおりであると思います。レジリエンスの高いまちづくり、強くしなやかなまちづくりをしていきたいと考えております。

何かと先行き不透明なところも多い中にありますが、第五次総合計画の集大成に向け、職員一同強い意識を持ち、どのような状況に置かれても影響が極小となるよう、また柔軟に対応できるよう、行財政基盤の強靱化につながる予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上、山中議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長 山中美恵子さん。

9番 ありがとうございます。

予算、とっても厳しいと思うんですけども、やっぱり町民が安心して住める、災害もさることながら、いろんな面で安心して住めるような、そして町民のためになるような予算、ないところをいかにやっていくのかということは町長さんの手腕にかかっておりますので、期待をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長 続けます。4番 坂悟君。

4番 議長のお許しが得られましたので、これより一般質問をさせていただきます。

私からは、安八町のスポーツ施設の維持管理と充実について質問させていただきます。

安八町のスポーツ施設の、平成2年度に安八町総合体育館、平成3年度に総合グラウンド、総合運動公園サッカー場、その前後に野球場、テニスコートが造られ、総合運動公園として約30年がたちました。町内には、スポーツ少年団が11団体、体育協会11団体、スポーツ講座を各自治体、その他軽スポーツ団体など、50団体ぐらいあると聞いていますが、約2,000名の方が常時加入し、活動されております。当施設は、安八町はもとより近隣市町村のスポーツ愛好家が集まって、大いににぎわっていると私は思っております。近年、安八町もグラウンドゴルフが非常に盛んになり、中高年の健康増進に大きく寄与されています。しかし、残念なことにコース取りをできる場所は限られ、総合運動公園サッカー場などを使用されています。

また、関係者の皆様には、現在もコロナの渦中にあり、コロナウイルス感染防止対策をしながら、施設の運営、維持管理には大変御努力されていることには感謝申し上げます。

総合体育館、総合運動公園の過去3年間の補修費を教えてください。また、その補修費の予算は必要とされる費用に対して何%ぐらいの予算と思われておりますかというのが、まず第1の質問です。

2番目、非常によく使われている施設なので、各団体からいろんな要望が出されていると思います。例えば少年サッカーからはゴールの劣化、腐食、破損、またその他テニスコートのコート摩耗など安全上危惧される案件は実際何件ありますか。これらは災害復旧に同等する緊急性の高い案件と私は考えています。今後の実施計画と予定を教えてください。

3番目、安八町もふるさと納税（寄附金）が徐々に増えてきています。寄附金の使用目的の項目にスポーツ施設の維持管理、充実などの項目を追加していただき、施設をより充実させる、そういうようなお考えはありませんか。

安八町の皆さんがスポーツを通じて心身とも健康で健やかに暮らせる環境

整備の一環として、ウォーキングコース、グラウンドゴルフができる多目的広場など、将来を見据えたプランを次期第六次総合計画にはぜひとも盛り込んでいただきたいと要望いたします。

以上で質問を終わります。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 坂悟議員の御質問、スポーツ施設の維持管理と充実についてお答えします。

1点目の御質問、総合体育館の補修費は、平成29年32万2,000円、平成30年42万1,000円、令和元年78万5,000円です。また、総合運動公園の補修費は、平成29年146万、平成30年45万8,000円、令和元年23万8,000円となっております。

また、施設の点検等により補修箇所をピックアップします。その中から計画性を持って優先順位を決め、整備箇所を要望し、予算計上します。しかし、施設は約30年を経過していますので、年度の途中で緊急を要する補修が発生することが多く見受けられます。こうした状況ですので、何%ぐらいの予算とは表現はできませんが、限られた予算の範囲内で修繕しておりますので、御理解賜りたいと存じます。

2点目の御質問、各団体からの要望はいろいろお聞きしております。特に安全面で危惧される案件は、サッカーゴールやテニスコートを含め3件と認識しております。平成29年には、4面あるテニスコート全ての破損部分21か所の補修工事を行い、Aコートにつきましては、平成30年に全面改修を行っております。

今後の予定としましては、テニスコートについては段階的に整備し、その他の案件については、早急に整備させていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、3点目につきましては、私のほうから回答させていただきます。

3点目の御質問、ふるさと納税の使用目的にスポーツ振興の項目をとということですが、これにつきましては、スポーツ振興の項目を設けさせていただきます。

また、多目的広場などにつきましては、次期第六次総合計画の策定時に取り組む方向で検討させていただきたいと思っております。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 御回答ありがとうございました。

担当課長の今村さんから早急に取り組んでいただけるという御回答も出ましたので、ぜひとも来年度予算のうちで何とか、緊急性の高いものは順次、順番にやっていただきたいと、また堀町長様のほうからは、非常に前向きな発言を、お考えをいただき、今後を期待したいと思います。以上です。

議長 続けます。1番 石原英一君。

1番 議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、消防団についてでございます。

自治体の成熟度を表す指標の一つとして、地域の防災や防火に対する意識の高さは求められるようになりますし、これから、今後さらに求められると思います。その際、消防団の役割というのは大変大きいんですが、全国的に見ても過渡期を迎えているように思います。

数日前に総務省からも発表がありましたが、昨年から去年にかけて1万人、全国の消防団員が減っております。その前の年も1万人減っております。2年続けて1万人減っているというのは昭和52年以来の話で、やっぱり国としても危機感を持っていらっしゃるし、全国的に自治体でやっぱりいろんな工夫もされていらっしゃいます、消防団として。

以前、関東の消防団を取材したことがあり、東京都を例に出すと、世田谷区のように女性消防団員が中心になりつつある消防団もあれば、文京区のように学生を取り入れている消防団もありますし、青梅市の御岳地区というところになりますと、もう成り手がいらっしゃらなくて、人口減少で、2度目、3度目という入団する消防団員が当たり前のようになってきています。これを岐阜県に照らし合わせると、隣の羽島市なんかのように女性消防団員を採用する自治体もありますし、大垣市のように消防団員の奨学金制度を取り入れたところもあります。2度目、3度目というのは町内でもありますし、岐阜県を見ても、それは数え切れないほど例があります。やっぱり東京都も岐阜県もあまり変わりはありません。

大阪市のように、消防団を持たないで消防署を充実させるという選択肢も

ありますが、じゃあ現在安八町の、お世話になっている東分署を増設して維持をしていくかということ为例に計算してみたら、桁数が違うぐらい、消防団を維持するのは桁が違うぐらい費用がかかって、財政負担が大き過ぎて、少なくとも今の時点では現実的ではありません。実際に、大阪市と同じように消防団を持っていなかった泉大津市というところは、現在は結局消防団をつくっておられます。そうやって考えていくと、自治体の消防団に対する意識の差というのが、災害や火災の際の災害を少なくするときに大きな差が出ると思います。

じゃあ安八町の今の消防団の現状はどうかといいますと、数年前、10人弱の役場隊ができたということで、平日においては、出火の際、火災の際の団員出動率は上げていらっしゃるし、話を聞いたところによると、消防署よりも早いこともあって、早い到着があるという話も聞きますので、感謝の念と今後の期待も大きいんですけども、土・日含めた勤務外の時間は出動率が低く当然なりますし、やっぱりこれは限界があると思います。やっぱりそれぞれの地域の消防団の充実と町民への理解が求められると思います。

しかし、今年はコロナ禍で団員の訓練不足もありますが、近年の訓練出席率の低下、そして指導者不足、また結地区のように3分団とも消防車が納車から20年以上たって、車体交換の時期が来ております。その一方で、今の免許制度では消防車を運転できない方が増える可能性も視野に入れた消防車の小型化の検討なども課題は山積みです。喜ばしいことというのは、ここ数年、急激に進化しているラップ隊のように、意識の高い団員もすごく増えていらっしゃるんですが、その中の中心的な役割の方が部長なども兼務されて、通常業務もされているので、負担の大きさも表面化してきています。

こうした問題というのは、時間はかかるんですが、一つ一つ丁寧に組みんでいくしかなくて、それと同時に町民への消防団に対する理解を促していく施策が必要なのではないかと感じています。そのためには、安八町の消防団に対する長期的な方向性を明確にして、町民に伝えていく必要があるのではないかと考えておりますが、この辺り、町長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、石原英一議員のこれからの安八町における消防団の方向性を教

えてくださいという質問についてお答えをいたします。

災害が多発している現代において、消防団に求められる役割は大変多くなっております。安八町においても、火災だけでなく、水害、地震その他の災害においても重要な役割を担っていただく必要があると考えております。

ここ10年ぐらいの中で、町内で発生した建物火災において、御近所の方々が避難を誘導されたり、中学生や女性の方々が初期消火に加わったりして、被害を最小限に食い止めるために尽力されている姿を見てきております。消防団や女性防火クラブでの経験が生きたと話しておられる方もおります。まさに、地域が持つ防災力、消防力というのはこのようなものだと感じております。

お金をかけて、常備消防に地域の消防、防災の全てを任せるという考え方は、経済的にも人的にも難しいと思います。常備消防を補完する消防団や女性防火クラブなどの存在はこれからも欠かせないと思っております。特に変化の激しい時代にあっても、その存在意義は変わらないと思っております。

社会、経済環境が変化してきている中で、全国的にも団員の確保が難しい状況になっておりますが、機能を維持しながら持続可能性のある組織として維持していくためには、社会情勢や地域の実情に沿って、変えるべきところは変えていく必要があると考えております。

当町におきましては、昭和59年から3分団3部制、団員120名体制で消防団を運営してきましたが、団員の確保が難しい地区も出てまいりました。そこで、平成25年12月から消防団の在り方について検討を重ねてまいりました。町民の安全・安心のために、安八町の消防防災力が低下することなく、充実、強化をする。さらには、団員の選出についての負担の軽減を図っていききたいという、相反する事柄について検討した結果、平成29年4月より、これまで120名であった消防団員を108名に削減してきております。また、定数の削減だけではなくて、平日の昼間の火災に対応するため、役場職員による機能別消防団、役場隊を組織し、地域の安全・安心を維持しております。

定数の見直しを行ってから4年目を迎えており、改革に対する一定の成果を上げていること、残念ながら目標に達していない項目があるということも認識しております。具体的には、消防団員のスキルアップや消防車両の更新が遅れていることなどが上げられます。一方で、先ほど質問にもありましたが、

ラッパ隊については、日々の努力の成果を十分に発揮していただいております、大変喜んでおるところでございます。今後も維持・継続していただけることを願いたいと思っております。

消防における課題は山積しておりますが、特に団員確保につきましては苦慮しているところであります。各地区の区長さんの御協力を得ながら、団員選出についてアイデアを絞り、今後も確実に団員確保に努めてまいりたいと思っております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、社会情勢の変化などにより、消防団にも変化は必要と考えております。消防団の役割・機能を維持していくためにも、消防団の再編成なども視野に入れながら、団幹部や各地区の方々と協議を重ねていくとともに、その時世に合った最善な消防団の運営を図っていきたいと考えております。

以上、石原英一議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 回答ありがとうございました。

回答の中に、持続可能性と、あと団員確保のことがございました。確保の困難のことがありましたが、1つ例を挙げると、神奈川県相模原市というところは、中高生に向けて、要は防災教育だけじゃなくて防火教育も消防団を交えてやっていらっしゃるなどして、そしてお子さんのときから消防団になじむような教育をなされて、将来の消防団への成り手への教育をされています。安八町でいったら、例えば少年防火クラブとか、あと登龍中学校が災害時のボランティア協定があったりしまして、そういったものをうまく何か活用しながら、中学校からの防火教育、防災教育で将来の消防団の成り手を育成していただけるよう、導いていただけるようお願い申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 続けます。3番 傍嶋邦博君。

3番 傍聴者の皆様、本日はありがとうございます。

まずもって、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、私からは、コロナ禍における企業誘致の施策についてという内容で、新型コロナウイルスの感染拡大により急激に景気が落ち込む中、安八

町が取り組む企業誘致の現状とその施策の詳細を確認するために質問と提案をさせていただきます。

世界経済は、今年4月から6月にかけて大幅な落ち込みがありましたが、7月から9月期にかけて持ち直しの動きを見せていました。しかし、10月から12月期以降においては、欧米を中心とする感染拡大の加速に加え、雇用・所得環境の悪化や債務返済負担の増加が景気回復のおもしとなり、世界経済の持ち直しペースが鈍化するのではないかと懸念されております。

最も蓋然性が高いシナリオとして、2020年の世界経済成長率は、前年比マイナス3%と見られ、世界の実質GDPがコロナ前の水準を回復するのは2021年後半になると見られております。日本経済においても、雇用・所得環境の最悪期は脱したと見られておりますが、第3波到来により回復の足取りは極めて鈍く、先行きの不透明感を払拭することができない状況であります。2020年度の実質GDP成長率は、前年比マイナス5%台半ばの大幅なマイナス成長が予測され、最も蓋然性が高いシナリオで、コロナ前の水準を回復するのは2023年以降になると言われております。

そこで、私からの質問は3点ございます。

1点目は、企業誘致の現状についてお聞きいたします。

令和2年第1回安八町議会定例会で私からの一般質問の答弁において、5年間で12社の企業誘致目標を達成できるように努めてまいりますとお答えいただきましたが、今年度は何社の企業誘致ができていますでしょうか。また、今年度において、撤退、または廃業になった企業があれば、数を教えてください。

2点目は、今年度の企業からの税収についてお聞きいたします。

前述のとおり、世界経済、また日本経済においても新型コロナウイルス感染拡大により急激に景気が落ち込む中、安八町においても今年度の町の税収が減少することが予測されますが、今年度の企業からの税収は、前年に対しどのくらいの額が減少すると予測をしておみえでしょうか。

3点目は、企業誘致の施策についてです。

このコロナ禍での企業誘致を成功させるためには、今までと同じ取組をしているだけでは到底うまくいかないことは安易に想像がつきます。安八町も当然施策の見直しをしていると思いますが、コロナ前には取り組んでいなか

った見直し後の施策として、どのような具体策を実施しているか教えてください。

また、いろいろな場面でよく町長から、企業誘致の促進を最重要課題として取り組みますとお聞きいたしますが、最重要課題を取り組む企画調整課は、前年度末まで職員が5人見えましたが、今年度からは4人に減っております。コロナ禍で企業誘致がより難しくなった今、企業誘致を最重要課題として取り組むのであれば、増員して取り組むのがセオリーだと思います。企画調整課の職員を増員し、そのうち最低2人以上を企業誘致主体で動いていただければいかがでしょうか。内容としましては、安八町と同規模にもかかわらず企業誘致に成功している自治体を調べ、情報収集をし、それをまねて実行したり、このコロナ禍でも業績を上方修正した上場企業が9月時点、全国で186社あり、高い税収が見込める製造業だけでも57社ありますので、新型コロナウイルスの感染拡大が上方修正の要因でない企業から順に企業誘致を推進してみることを提案いたします。

また、コンサルタントにお願いしてコンサルティングしていただくのも一つの手かとは思いますが、養老町は今年2月28日に岐阜協立大学と地域経済の振興や教育など多分野にわたる包括連携協定を締結しております。池田町と大野町は今年の1月、神戸町は昨年2019年6月に同大学と包括連携協定を締結しております。安八町はどこかと包括連携協定を締結しているのでしょうか。もししていないのであれば、安八町も早急に岐阜協立大学、または近くの大学と包括連携協定を締結していただき、企業誘致の施策や安八町財政の改善に向けての相談をすることを提案させていただきます。

この2つの提案について、安八町発展のために一部でも取り組んでいただけるのかどうか、御回答をよろしく願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員の御質問、コロナ禍における企業誘致の施策についてにお答えさせていただきます。

まず、1点目の企業誘致の現状につきましては、今年度は1社の誘致をさせていただいております。また、撤退された企業はないと承知しております。また、廃業された方につきましては、具体的には把握できておりません。

2点目の御質問、今年度の企業からの税収につきましては、町税において

は、企業が関係する割合が高い税といたしましては、固定資産税と法人町民税となります。固定資産税につきましては、賦課期日が令和2年1月1日でございます。そのため、賦課額に影響はございません。次に、法人町民税につきましては、対前年比約2,600万円の減の見込みとなっております。

3点目の御質問、企業誘致の施策につきましては、コロナ後の見直し施策の具体策として、今までの取組と変更はございませんが、引き続き関係機関との連携を取りながら推進していきたいと考えております。

続きまして、2つの御提案でございます。

まず1点目の職員の配置の関係につきましては、その時点での職員数や職員個々のスキルアップ、レベルアップを考慮しております。課単体で見れば、その時々々の業務量などに応じて職員数の増減が出てまいりますが、事務事業の執行に際しては、課内での効率性の向上や他の課との連携を図りながら進めております。特に企業誘致など大きな事業に関しましては、非常に事業規模の大きなものでございます。そういったことから、企画調整課だけで進めているわけではございません。建設課、産業振興課など関係する課の職員を横断的に組織いたしまして、プロジェクトチームとして地権者交渉とかいろんなものに取り組んでおるところでございます。今後もこの課横断的な組織、このプロジェクトチームを中心として、企業誘致を強力に進めていきたいと考えております。

2点目の大学との包括連携協定の締結につきましては、会合とか報道等で見聞きすることもあり、承知をし、関心を持っておるところでございます。学生の皆様の若い感覚でのまちづくりについての御提言をいただくということは非常に有益なことであると認識はしておりますが、連携協定は他の自治体の動向を見て進めるものではないと考えております。

現在、当町では、まちづくりの根幹となる基盤等の整備が最も最優先であると考えております。その基盤整備と並行して、これからも県、金融関係、経済界と連携しながら、企業誘致を進めていきたいと考えております。その中で、大学との連携も検討していきたいと考えております。

以上、傍嶋邦博議員の回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3 番 御回答ありがとうございました。

町長、大野町はインター開通後の1か月後に包括連携協定を締結しております。安八町はスマートインター開通後2年が経過した今、ようやく工業用地を広げたりと、企業誘致について、安八町はあまりにもスピード感がなさ過ぎです。過去のことを悔やんでも時間を戻すことはできませんので、一般質問の中にこれからのことを提案させていただきました。

今、このコロナ禍で企業誘致が難しいのはみんなが分かっていることです。もし企業誘致がうまくいかなかったとしても、住民の方々はコロナだから仕方ないと思ってくれるかもしれません。けど、それでいいのでしょうか。違いますよね。今取り組んでいる企業誘致は今後の安八町の未来を大きく左右するものです。その未来が、我々議員、職員、そして町長にかかっております。そろそろその重い腰を上げていただき、今まで以上の熱意を持って行動しなければ、安八町に明るい未来は存在しません。

堀町長は、民間出身ですばらしい能力をお持ちだと私は信じております。大きな企業など、企業誘致にいたしましては、ぜひ町長自ら何度も何度も足を運んでいただき、職員の方々に最重要課題に取り組むその背中を見せていただきたい。私も今まで以上に熱意を持って取り組ませていただきますので、毎月の全員協議会の際には町長が何社の企業に足を運ばれたかなど、経過報告をお聞きいたします。その際にはうっとうしがらず、しっかりと報告していただきますことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。以上です。

議長 続けます。7番 碓井昭夫君。

7 番 ただいま議長さんのほうから発言のお許しをいただきましたので、私からは、道路網の整備について御質問をさせていただきます。

町は、長年の懸案事項でありました夢のかけ橋、安八スマートインターチェンジの開通を2年前に実現させていただきました。おかげさまで利用者は年々増加し、開通当初は1日2,800台の利用が、現在では毎日5,600台を越す多くの方々が利用されていると聞いております。大変ありがたく、将来の産業発展に大きな力を発揮してくれるものと期待をしております。

そこで、安八町の道路状況を顧みますと、東西の主要道路は、南から名神高速道路をはじめ、大垣一宮線、大垣江南線、岐阜垂井線、旧の21号線です

ね、と国道21号線の多くの主要道路が通り抜けております。そのほかにも、交通機関として新幹線羽島駅を近くに見据え、北部にはJ R東海道線大垣駅並びに穂積駅があり、まさに東西の移動には事欠かないすばらしい地域であると思います。

半面、南北の道路を見ますと、東西の主要道路に比べ、どの道路も脆弱で主要な道路は見当たりません。通勤時のラッシュ、夕暮れ時の混雑、J R駅への乗り入れ等、交通渋滞が発生しており、交通事故からも危険極まりない現況でございます。また、各交差点においても同様に渋滞が出ております。今後さらに、町が目指す優良企業の誘致、進出に併せ、町内の活性化が進む中で、現在より交通量が増えることは必至でございます。現状でも、役場東側の道路、大道添中道西線と大森・森部地区の道路は大幅に交通量が増えて、現在も北今ヶ淵並びに五和野地域では危険な状態で、いつ交通事故が起きても不思議ない状況でございます。

そこで、提案を含めて、私のほうから3点質問をさせていただきます。

1つ目は、生活道路と産業優先道路のすみ分けをしたらどうかと思います。例えば一例として、役場東側の道路、俗に大道添中道西線というんですかね、そこと大垣一宮線の交差点をアンダーパスに。

2つ目、役場南地域辺りから南今ヶ淵辺りまでの土地を改修して、バイパスを設けて堀分金沼線の道路に接続、産業優先道路と称し、大型車並びに産業利用者はこちらを利用していただき、従来の道路は生活道路として住民の安全・安心な道路にしていきたい。

3つ目、さらに東蚊塚地区では、大垣江南線と瑞穂に抜ける安八平田線の道路に二分接続し、交通の緩和を果たしてはどうかという3点について、質問と提案ということにさせていただきます。

また、大垣市だとか名古屋市方面に通勤される住民も多く、J R大垣駅、穂積駅への乗り入れもスムーズになると思います。ぜひとも御検討いただきたいと思います。

道路の整備は住民の切望でもあり、町の発展にも欠かせないものと思います。住民が安心して暮らせるまちづくりと産業の発展こそが安八が生き残る道と考えます。どうか将来を見据え、道路の整備を強力に推し進めていただきたい。財政面の厳しさは理解できますが、私は現況に大変不安を感じてい

る住民の一人でございます。町長さんのお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、碓井議員の質問、道路網の整備についてお答えをいたします。

当町の交通動態は、大安大橋を含む一般県道大垣江南線の一部供用開始、安八のスマートインターチェンジ開通など、ここ数年で大きく変化してまいりました。9月の議会全員協議会で御報告いたしましたように、町内の南北軸の交通は活発化しており、議員通告のとおり、役場東側の道路においても通行車両の増加や大型車の混入率の上昇が交通量調査の結果にも表れております。

議員より御提案をいただきました、まず1つ目の役場南交差点のアンダーパス化や、2つ目の役場南辺りから南今ヶ淵辺りに抜ける町道堀分金沼線へのバイパス道路の新設、さらに3つ目の東蚊塚地区の町道堀分金沼線葭田交差点から東へ、既設町道上新開奥田線及び現在整備中の一般県道大垣江南線への二分接続は、車両通行を円滑にし、交通渋滞の緩和及び解消に対して有効な手法であります。J R 東海道新幹線の軌道の橋脚や既存の家屋など、現地の状況から、用地の確保、建築物の補償及び構造物に対する施工時の影響を考慮いたしますと、早期の整備は困難な状況にあります。ただし、3つ目のJ A カントリーエレベーター北の既設町道上新開奥田線につきましては、一般県道大垣江南線の整備に合わせまして、今後、町道部分に関し、舗装補修や葭田橋の修繕を予定いたしております。これによりまして、瑞穂市方面へ抜けやすい環境を整えていきたいと考えております。

議員提案の生活道路と産業優先道路とのすみ分けは、道路管理の運用において交通を規制するということは困難であります。道路整備を計画する上では重要なポイントであると考えております。

現在町では、町の発展、経済活動を支えるスマートインターチェンジ周辺の開発、町内へ流入する車両を分散し減少させる方策として、県道間アクセス道路の長良川右岸堤接続を最優先に進めておりまして、県におきましても、長良川への長大橋を含む一般県道大垣江南線の長良川新橋工区の整備が進められているところであり、この先10年の間に町内の交通動態が変化することが予想されております。さらにこの先、県道間アクセス道路の揖斐川左岸堤

への接続や長良川右岸堤県道の機能向上を図るため、大垣市墨俣町地内、長良大橋西詰めの長良大橋西交差点の立体交差化を国・県などの関係機関へ要望するなど、町内通行車両を分散させる経路の整備、見直し、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、そういった交通動態の変化を見極め、議員より御指摘や御提案をいただきました役場東の町道大道添中道西線の改良に重点的に取り組み、南北軸幹線道路の脆弱性を解消すべく、町の骨格をなす強靱な道路整備に努めるとともに、生活道路と産業優先のすみ分けにも重点を置いた道路整備計画を策定いたしまして、住民の安全と産業発展が両立できる道路網の充実を図り、第六次総合計画につなげてまいりたいと考えております。

以上、碓井議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

7番 御回答ありがとうございました。

交通量の分散化につきましては、御回答のように長良川堤、揖斐川堤を整備し、接続することによってある程度解消することは分かりました。それでは、安八町内の交通量ということになりますと、ちょっとドーナツ化という現象で、どうしてもやっぱり地域の中にそういう主要道路がないというのが寂しい限りでございます。たまたま安八町は、南側に今度できましたインターチェンジを含む名神高速道路、北側には、一番北に国道21号線の主要道路が走っております。これをどうしてもやっぱり私は町内を通った一本の道路として結びつけたい、それがやっぱり産業の活性化になるのではないかと、うふうに考えておりますし、町内の発展に大きく寄与するのではないかと、うふうに考えております。

道路整備というのは本当にお金のかかる話でございますが、一喜一憂にはできませんけれども、将来、やっぱり安八が生き残るためにはどうしても対策が必要な道路だというふうに認識しておりますから、その辺、計画的な方法で何とか実現をしていただきたいというふうに考えております。

車両がスムーズに行き来でき、安心・安全なまちづくりのためにも、先ほど言いました生活道路と産業道路のすみ分けはできませんかも分かりません

けれども、できるだけそういう安全なまちづくりのためにも、そして産業の発展のためにも道路の整備にお力を入れていただきたいということを御要望させていただきまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時20分から再開をいたします。11時20分でございます。よろしく申し上げます。

(午前11時09分 休憩)

(午前11時18分 再開)

議長 少し早いようでございますけれども、再開をいたします。

---

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。まず最初に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 大平文雄君。

5 番 それでは、議会改革特別委員会における報告をさせていただきます。

安八町議会議長 岩田讓治様。

議会改革特別委員会委員長 大平文雄。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時、令和2年12月7日月曜日、午前11時25分から。

出席者、委員全員及び議会事務局長です。

3. 事件及び審査の結果。

議場の対面方式については、発言台の設置業者が決定したことにより、設置を令和3年2月中に行い、令和3年第1回議会定例会から行うこと、発言台を使用するのは、一般質問時においてのみとすることについて、委員全員により承認を受けました。

また、11月4日から5日の2日間、全国市町村国際文化研修所で「議会改革を考える」をテーマとした研修を受講した議員による研修発表を行いました。

4. 少数意見の留保の有無はございません。

その他、特別ございません。

以上、報告を終わります。

議長 民生文教常任委員長 山中美恵子さん。

9 番 民生文教常任委員会の委員会報告をいたします。

安八町議会議長 岩田譲治様。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時は、令和2年12月9日水曜日、午後1時30分から行いました。

出席者は、委員全員と関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果は、議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題として、当委員会に関わる分を審査し、委員全員で原案どおり承認をいたしました。

議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、審査いたしました結果、当委員会といたしまして全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）に対して、当委員会に関わる分を審査し、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）も審査した結果は、当委員会において全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はございませんでした。

その他は、現地視察は、コロナウイルス感染症拡大防止のために、中止をしております。以上で、民生文教常任委員会の委員会報告とさせていただきます。

議長 総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 安八町議会議長 岩田譲治様。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のように決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 日時、令和2年12月10日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果。

議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、当委員会に関わる分を審査し、全員一致で原案どおり承認しました。

議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について、以上を審査しました結果、当委員会として全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）、当委員会に関わる部分を審査し、全員一致で原案どおり承認しました。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の取扱いについて、協議の結果、全員一致で本定例会最終日に委員長提案として提出することになりました。

また、執行部より和解及び損害賠償の額を定めることについての説明を受けました。

4. 少数意見の留保については、少数意見はありませんでした。

その他、現地視察は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

以上で報告を終わります。

---

議 長 日程第4、議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は原案どおり可決いたしました。

---

議 長 日程第5、議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は原案どおり可決いたしました。

---

議 長 日程第6、議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は原案どおり可決いたしました。

---

議 長 日程第7、議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第8、議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第9、議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第64号 意見書第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充等を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 それでは提案説明を申し上げます。

議案書13ページをお願いします。

発案書。議第64号 意見書第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

令和2年12月18日提出。提出者、安八町議会 総務産建常任委員会委員長 西松巖。安八町議会議長 岩田讓治様。

15ページをお願いします。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした現状を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するため「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。

2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日、岐阜県安八郡安八町議会。

意見書の提出先として提出先、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山東昭子様、内閣総理大臣 菅義偉様、総務大臣 武田良太様、財務大臣 麻生太郎様、国土交通大臣 赤羽一嘉様、農林水産大臣 野上浩太郎様、内閣官房長官 加藤勝信様、内閣府特命担当大臣（防災）・国土強靱化担当大臣 小此木八郎様。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第64号 意見書第2号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第11、議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第65号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

令和2年12月18日提出、安八郡安八町長。

安八町が今回、令和2年9月3日に発生しました公用車による交通事故並びに11月12日に発生しました施設管理瑕疵による車両事故、2件に関しまして、それぞれ相手方との和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして御説明申し上げます。

記といたしまして、まずその1の令和2年9月3日発生の公用車の交通事故につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方についてはお手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要については、令和2年9月3日午後4時5分頃、安八町城3丁目2番地の2先の町道の信号交差点において、南向きに相手方、本町職員の運転する公用車（以下「本町職員」という）の順番にて信号待ちをしていた。信号機が青になり、本町職員が発進したところ、相手方が発進しておらず、相手方の所有する車両に衝突し、運転者及び同乗者を負傷させた。

3. 和解の概要については、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の賠償金として52万5,795円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

1枚はねていただきまして、18ページをお願いいたします。

次に、令和2年11月12日発生の施設管理瑕疵による車両事故につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方については、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要については、令和2年11月12日午後6時55分頃、安八町大野343番地の安八町総合体育館駐車場にて、相手方の乗用車が白線ラインで路面標示されている駐車スペースに後進して駐車しようとしたところ、安八町が管理する桜の木の枝が駐車スペースの枠内に出っ張っていたため、相手方の乗用車の後方上部が接触し、車両が損傷した。

3. 和解の概要については、安八町は駐車場及び桜の木の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として6万3,167円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について、質疑を行います。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井議員。

7番 17ページのほうでございますけど、信号機が青になり本町職員が発進したと。何か停車しておったやつが青になって発進して、損害額が52万。そんなにかかるんですかね。

それともう一つは、負傷されたという話でございますけど、負傷の後の手当てというか処理は何も書いていないので、ちょっとその辺を教えていただければと。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 碓井議員の御質問に対する回答をさせていただきます。

本件の損害賠償金52万5,795円の内訳でございますが、まず車両の損害額といたしまして32万5,705円でございます。また、負傷されました方、運転者並びに同乗者2名がお見えになります。それぞれに対しまして、お一人の方に7万956円の治療費並びに慰謝料、またもう一人の同乗者の方に関しましては治療費、慰謝料とも6万4,183円、また同乗者もう一人の方に対しましては6万4,951円を支払うものでございます。

この件に関しまして、相手方との示談との関係でございますが、内諾を得て進めておりますのでよろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井議員。

7番 よく分からないんですけど、前に止まっていたというのは、ぼんと当たるくらいで32万もかかるんかね。ちょっとそれが私には理解できないんですけど、かかるということであれば仕方がないんですけど、最近、こういう公用車だとか安八町内の道路の穴ぼこだとかいろんな事故が起きておりますけれども、その辺気をつけていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

議長 それでは質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第65号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和2年第4回安八町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時間 午前11時45分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月18日

議 長            岩 田 讓 治

議 員            渡 邊 明 博

議 員            石 原 英 一